

答申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、別紙1の部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成10年11月13日に「山形県知事が1998年7月1日から8月31日の間支出した知事交際費に関する支出金調書及び出納簿」の開示を請求した。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、平成10年7月から8月に支出した知事交際費に関する①支出票②前渡資金出納簿③請求書、領収書及び振込票④支払証明書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書のうち、次の「(1) 開示をしない部分」を除いて公文書の開示をする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の「(2) 開示をしない理由」を付して、平成10年11月27日付け総第479号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

① 支出票

- ア 一定の権限等を有する職員を除く職員の職名、氏名及び印影
- イ 支払内容
- ウ 債権者の住所、名称及び預金口座に関する事項

② 前渡資金出納簿

- ア 摘要欄（支払先及び支払内容）

③ 請求書、領収書及び振込票

- ア 支払内容
- イ 債権者の住所、名称及び預金口座等に関する事項

④ 支払証明書

- ア 支払先及び支払内容

(2) 開示をしない理由

①のア 条例第6条第1項第2号該当

- ・個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

①のイ、②のア、③のア及び④のア 条例第6条第1項第2号及び第6号該当

- ・個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。（2号）

・渉外事務事業に関する情報で、当該事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（6号）

①のウ 条例第6条第1項第3号及び第6号該当

- ・法人等に関する情報で、法人等の事業に不利益を与えるため。（3号）
 - ・渉外事務事業に関する情報で、当該事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（6号）
- ③のイ 条例第6条第1項第2号、第3号及び第6号該当
- ・個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。（2号）
 - ・法人等に関する情報で、法人等の事業に不利益を与えるため。（3号）
 - ・渉外事務事業に関する情報で、当該事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（6号）

3 異議申立て人は、本件処分を不服として、平成11年1月21日、行政不服審査法（昭和36年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 平成11年1月26日、実施機関は、条例第11条の規定に基づき、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立て人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立て人が、異議申立て書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 全体について

本件の不開示(非公開)部分の内容を見ると、ほとんど香典、生花、会費、賛助金などであるが、支払相手先の氏名及び支払内容がすべて非公開になっているということが問題である。

(2) 支出票について

支出票の職員の職名、氏名、あるいは印影は、条例6条1項2号の個人に関する情報には該当しないものであり、同号ただし書に該当するか否かを判断するまでもなく、公開されるべきである。

公務員については、その職務執行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職や氏名は、当該公務を遂行した者を特定し、責任の所在を明示するために表示されるにすぎないものであって、その限りにおいてはプライバシーが問題になる余地はない。

仮に、個人に関する情報となる場合であっても、支出票記載の情報は条例6条1項2号ただし書ハ及びホの「職務の遂行に必要な歳出予算の支出に係る情報」に該当するものであり、権限ある公務員以外の公務員、すべての県職員について、職及び氏名が公開される場合に該当する。条例は、予算の支出に係る情報については、権限のない公務員の職・氏名情報を公開するとなっているのであり、支出票記載の情報がまさにこれに該当する。

支出票の支払内容は、記載内容が不明であるが、実施機関が他の情報との照合による交際相手方の個人識別可能性を主張するのであれば、実施機関は、どのような関連情報と照合すれば個人が識別されることになるか、具体的に主張立証すべきであるし、条例6条1項6号

該当性の主張については、交際の相手方の識別可能性を前提にしての主張であり、前記主張立証がない以上、無意味な主張である。

支出票の債権者の住所、名称及び預金口座について、条例6条1項3号は、法人等の事業に関する情報で又は口に該当する場合のみ非公開とするとの趣旨であり、預金口座の公開は条例同条同項同号イに定める「競争上の地位、財産権、その他正当な利益を害するおそれ」はないのであり、非公開情報には該当しない。

債権者の住所、氏名について、実施機関は、交際の相手方が識別された場合等には条例6条1項6号に該当すると主張しているが、債権者の住所、氏名から交際の相手方が識別されるものではない。

(3) 前渡資金出納簿の摘要欄について

摘要欄には支出項目、交際の相手方の氏名、肩書、続柄、行事名等が記載されているとのことであるが、大阪府知事、栃木県知事交際費に関する最高裁判決などからして、これらすべてを非公開とする決定が違法であることは明らかであり、最高裁判決を具体化した大阪府知事交際費差戻審判決（大阪高裁96年6月25日判決）、それから東京都知事交際費判決（東京高裁97年5月13日判決）を検討しても、今回の非公開決定の相当部分は、本来、公開すべきものである。

なお、県政の担い手としての、いわば象徴的な立場で行う交際事務は、もともと公表、披露が予定されているか、あるいは公表、披露が義務付けられているのであり、積極的に公開すべきものであって、当該交際事務が機密性の高いものであるという場合には、実施機関において具体的にこれを主張立証すべきである。

(4) 請求書、領収書、振込票の支払内容、債権者の住所、氏名、預金口座について

(2)の支出票と同様で、公開すべきである。

(5) 支払証明書の支払先、支払内容について

(3)の前渡資金出納簿と同様で、公開すべきである。

(6) 他の地方公共団体における取扱い

知事交際費の相手方等に関する情報は、神奈川県、宮城県、沖縄県等において原則開示され、県内においても、市長交際費について、村山市では相手方情報をすべて開示、米沢市、山形市などでも相手方情報のほとんどを開示しており、そのことによる支障があったとは報告されていない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 支出票

決裁欄等における情報については、一定の権限等を有する職員については開示しているが、それ以外の職員の職、氏名及び印影については、条例第6条第1項第2号のただし書口からホまでに該当しない職員の情報であることから、条例第6条第1項第2号本文の個人に関する情報に該当するので、不開示としている。

支払内容については、その一部については、特定少数の個人が識別され得る情報が記載されているので、不開示としている。これを開示した場合、交際の相手方が識別され、交際の相手方その他の関係者に不快、不信の念を抱かせるということになるので、相手方との信頼関

係に影響を与え、結果として、交際事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第6条第1項第2号本文及び同項の第6号に該当するものである。

債権者の住所、名称及び預金口座に関する情報に関しては、まず、債権者の預金口座については、一般的に債権者としては、通常取引関係にない者に対して、取引金融機関名、口座番号等を公にすることはあり得ず、また、当該情報は、経理に関する当該債権者の重要な内部管理に属する情報であり、債権者の意図に反して、実施機関が、一方的に当該情報を開示することはあってはならないものである。

また、債権者の住所、名称に関する事項については、これを開示した場合、既に開示された情報と新聞情報等とを照合することにより、交際の相手方が識別されるおそれがあり、これらのこととで債権者へ不当な迷惑をかけることも予想される。特に県の特産品の贈答等の場合は、当該債権者としては、顧客である県の依頼に十分な配慮をして、品質管理等に努めているのであり、当該情報を開示すると、債権者に対する嫌がらせ等も予想され、従来どおりの取引ができなくなることも考えられる。このような理由から、債権者の住所、名称についても、これを開示した場合、交際事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

以上により、債権者の住所、名称及び預金口座に関する情報については、条例第6条第1項第3号及び同項第6号に該当するものである。

(2) 前渡資金出納簿

摘要欄には、それぞれ支出項目、交際の相手方である団体等の名称、個人の氏名、肩書、続柄、行事名等が一体的なものとしての体裁をなして記載されており、これらの情報は、相手方が直接若しくは間接的に識別され得る情報である。間接的には、支払月日が開示されていることから、新聞等、その他の情報と照合することにより、特定個人の識別が可能ということである。これらの情報を開示した場合、交際の相手方、その他関係者に不快、不信の念を抱かせ、交際相手との信頼関係に影響を与えると予想され、結果として、交際事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

以上により、当該情報については、条例第6条第1項第2号本文及び同項第6号に該当するものである。

(3) 請求書、領収書及び振込票

請求書、領収書等のただし書等における支払内容については、(1)の支出票の支払内容と同様、特定の個人及び団体等が識別される情報等であり、開示することにより、交際事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第6条第1項第2号本文及び同項第6号に該当するものである。

また、債権者等の住所、名称及び預金口座等に関する事項に関してであるが、これらの事項のうち、当該債権者の従業員の印影、サインの記載部分は、条例第6条第1項第2号の本文に該当するものであり、それ以外の部分については、(1)の支出票の債権者の住所、名称及び預金口座に関する情報と同様である。

(4) 支払証明書

支払先及び支払内容については、前渡資金出納簿の摘要欄と同様である。

第5 審査会の判断理由

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利につき定めることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する適正な評価の確保及び参加の促進を図り、もって県民の県政に対する理解と信頼を深め、及び県勢の発展に寄与することを目的として制定されたものである。

この権利は、条例の目的に係る山形県情報公開懇話会、山形県議会での議論の経過等を踏まえると、条例を根拠として発生したものであり、その限界も条例によって決められることになる。そして、この権利は、請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との適切な調和を図る必要があるのであり、それが条例第6条に開示してはならない情報として規定されているところである。

したがって、公文書を開示するかどうかの判断は、あくまでも、請求された公文書に記録された情報が、条例第6条に規定された不開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものとなる。

よって、審査会は、この基本的な考え方に基づき、不開示とされた情報が条例第6条第1項各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨にしたがって判断するとともに、本事案について、個別、具体的に判断することとする。

2 知事交際費について

知事交際費は、知事が県行政の円滑な執行を図るため、関係者との友好、信頼、協力関係の形成・維持・増進を目的として行うため支出されるものであり、その範囲は広範囲であるため、交際費の具体的な執行内容は、個々の事例毎に、相手方と県との関わり等を総合的に判断して個別に決定されている。また、交際というものの性格上、微妙な人間関係への配慮等から知事の高度な裁量が働くものであることは否定できない。これは、相手方が個人であっても団体であっても同様である。

自治省の行政実例によると、交際費は、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」（昭和28年7月1日付け行政課長回答）とされ、また、その監査については、「交際費の内容まで監査することは、経費の性質に鑑み適當ではないが、収支の経理手続についてはこれを行うことは差し支えない。議会又は住民の直接請求による場合は監査できるが、結果の公表に当たっては、費目の性質上適當な配慮が必要であろう。」

（昭和24年1月26日付け自治課長回答）とされている。こういったことから、県の一部局が所管する事務事業の必要上需用費等他の費目を使って行う懇談や贈答などとは、異なる扱いがなされてきたものと考えられる。

以下、本事案について、条例第6条第1項第2号、第3号及び第6号該当性について検討する。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」は、開示してはならないと規定している。これは、個人に関する情報は、一度開示さ

れると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、プライバシーを中心とした個人の正当な権利利益を最大限保護する観点から最大限に尊重されるべきものであるという趣旨から規定されたものである。

なお、本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」「ロ 一定の職務上の権限又は責任を有する公務員として規則で定める者（以下「権限ある公務員」という。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該権限ある公務員の職に関する情報（開示をすることにより、当該権限ある公務員の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）」「ハ 権限ある公務員以外の公務員の職務の遂行に必要な歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報（開示をすることにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）」「ニ 権限ある公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該権限ある公務員の氏名に関する情報（開示をすることにより、当該権限ある公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該情報を除く。）」「ホ 権限ある公務員以外の公務員の職務の遂行に必要な歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に関する情報（開示をすることにより、当該公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該情報を除く。）」「ヘ 人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命等」という。）を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報」と、規定され、このいずれにも該当しない場合は、不開示とすべきことを定めたものと解される。

《条例第6条第1項第2号ただし書について》

本件公文書に記録された交際の相手方が識別される部分が、ただし書口からへに該当しないことは明らかであるから、ただし書イについて検討する。

以下、この基本的な考え方に基づき、本号に該当するとされた各情報について検討する。

(1) 交際の相手方が識別される部分

① 前渡資金出納簿摘要欄

前渡資金出納簿摘要欄には、「香典」「生花」「見舞金」「会費等」「賛助金」「その他」に区分整理された支出項目（以下「支出項目」という。）と交際の相手方の氏名等・肩書・続柄、行事名等が記載されている。

当該支出項目は、実施機関が既に支払年月日及び支払金額を開示していることからすると、他の情報と照合することにより交際の相手方が識別され得る可能性が全くないとは言えないものも確かにあるが、必ずしも、交際の相手方が識別され得るとまでは断定できるものではなく、支出項目とそれ以外の部分の一体性から生ずる交際の相手方が識別される蓋然性は非常に低く、あくまで推定にすぎないものであるので、交際の相手方が識別され得るとは認められない。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号には該当しない。

また、支出項目を除いた部分に記載された支出項目に相当する情報についても、支出項目と同様の理由により、条例第6条第1項第2号には該当しない。

次に、支出項目及び支出項目に相当する情報を除いた前渡資金出納簿摘要欄に記載され

た情報について、上記の「香典」「生花」等の支出項目毎に検討する。

ア 香典

不開示とされたものは、すべて相手方が個人であり、特定の個人が識別される情報であると認められ、本号本文に該当する。

香典は弔意を表すためのものであり、慣行として公にされている情報ではないし、遺族も香典を受理したことを後日開示されることは望まないと認められ、ただし書イには該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

イ 生花

不開示とされたものは、供花、祝花、病気入院に対する見舞花束であるが、相手方はすべて個人であり、特定の個人が識別される情報であると認められ、本号本文に該当する。

供花は弔意を表すためのものであり、一定の限られた場所に参列した人々にはその存在が明らかになっているとしても、その一事をもって、慣行として公にされているとは認められないし、また、遺族も供花を受理したことを後日開示されることは望まないと認められ、ただし書イには該当しない。

祝花は、祝意を表すためのものであり、一定の限られた場所に居合わせた人々にはその存在が明らかになっているとしても、その一事をもって、慣行として公にされているとは認められないので、ただし書イには該当しない。

見舞花束は、病気入院に対する御見舞いとして贈ったものであり、相手方にとっては、通常他人に知られたくないと思むのが正当と認められるので、ただし書イには該当しない。

したがって、当該情報は、すべて条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ 会費等

不開示とされたもののうち、相手方が個人のものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。これらのうち、会費制の懇談であるものは、その事実が秘密にはなっていないとしても、慣行として公にされているものとは認められないので、ただし書イには該当しない。

また、これらのうち、祝意を表すためのものは、一定の限られた場所に居合わせた人々にはその存在が明らかになっているとしても、その一事をもって、慣行として公にされているとは認められないので、ただし書イには該当しない。

したがって、当該情報は、すべて条例第6条第1項第2号に該当する。

② 前渡資金出納簿に添付される領収書及び支払証明書

当該情報は、①と同様の情報であるので、①の判断によることとする。

③ 支出票の支払内容及び請求書

不開示とされたのは、支出票番号54502の支出票に係る支払内容の一部とこれに相当する請求書に記載された情報であり、当該情報はその記載内容自体から、特定少數の個人が識別されるものと認められ、本号本文に該当する。また、慣行として公にされているものとは認められないため、ただし書イには該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

④ 交際の相手方以外の債権者が発行した領収書、請求書、振込票及び支出票番号54502の

支出票に記載された債権者の住所、名称に関する事項

実施機関は、債権者の住所、名称に関する事項（以下「債権者情報」という。）を開示すると、既に開示された情報と新聞情報等と照合することにより、交際の相手方が識別される可能性を主張する。当該主張は、主として、債権者情報から支出項目が類推され、そのことによる相手方識別可能性を主張したものと考えられるが、①において、支出項目について、条例第6条第1項第2号該当性なしとしているところであり、当該情報についても、該当しない。

(2) 交際の相手方以外の債権者が発行した領収書及び請求書に記載された当該債権者の従業員の印影等、県職員の職名及び氏名

債権者の従業員の印影等は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、慣行として公にされている情報ではないので、ただし書イには該当しない。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

領収書にメモ書の形として記載された県職員の職名及び氏名は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第6条第1項第2号ただし書イからへのいずれにも該当しないと認められるので、条例第6条第1項第2号に該当する。なお、このことは、条例の構造上明確なものとなっていると解するほかない。

(3) 支出票に記載された県職員の職名、氏名及び印影

当該情報は、(2)の後段と同様の情報であるので、(2)の後段の判断によることとする。

4 条例第6条第1項第3号該当性について

条例第6条第1項第3号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」として、「イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」は、開示してはならないと規定している。

これは、法人等の事業に関する情報には、開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあり、これら法人等が有する正当な権利利益は、原則として開示することにより害されるべきではないという趣旨から規定されたものである。

なお、本号ただし書及び本号ロは明らかに本件事案とは関連がないことから記載を省略する。

以下、この基本的な考え方に基づき、本号に該当するとされた各情報について検討する。

(1) 支出票番号54502の支出票、振込票及び請求書に記載された債権者の預金口座に関する事項

取引金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人は、当該債権者の経理に関する重要な内部管理に属する事項と認められる。当該情報は、債権者と取引関係のない者に対してまで広く公にすることを予定しているものとは言えず、取引に關係なくこれを開示することは、債権者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第3号イに該当する。

(2) 支出票番号54502の支出票及び請求書に係る債権者情報

当該情報は、特定の送り先に対する製品の業者であり、特殊な技術、特殊な信用の観点から、取扱業者が限定されているものと認められる。当該情報を開示すれば、当該債権者に対する嫌がらせ等により、これまでどおりの正常な取引を継続できなくなるおそれがあり、債権者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第3号イに該当する。

5 条例第6条第1項第6号該当性について

条例第6条第1項第6号は、「監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのあるもの」は開示してはならないと規定している。

これは、県が行うすべての事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがあるものについては不開示とすべき趣旨から規定されたものである。

2に記載のとおり、知事交際費は、「知事が県行政の円滑な執行を図るため、関係者との友好、信頼、協力関係の形成・維持・増進を目的として行うため支出されるものであり、その範囲は広範囲であるため、交際費の具体的な執行内容は、個々の事例毎に、相手方と県との関わり等を総合的に判断して個別に決定されている。また、交際というものの性格上、微妙な人間関係への配慮等から知事の高度な裁量が働く」ものであることは否定できないことから、支払年月日及び支払金額が現に明らかにされている状況においては、相手方が識別される情報を開示すると、県に対して、不満、不快、不信の念を抱く者が出ることが容易に予想される。このような事態は、相手方との友好関係、協力関係を損なうおそれがあり、知事の交際事務（以下「交際事務」という。）の実施の目的が失われるおそれがある。また、相手方や内容等が逐一開示されることとなった場合には、知事においても、前述のような事態が生ずることを懸念して、必要な交際費の支出を差し控え、あるいはその支出を画一的にすることを余儀なくされることも考えられ、交際事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるものと言わなければならない。

以下、この基本的な考え方に基づき、本号に該当するとされた各情報について検討する。

(1) 交際の相手方が識別される部分

① 前渡資金出納簿摘要欄

前渡資金出納簿摘要欄の支出項目は、交際の相手方が識別されないと認められるので、交際事務の支障はないと判断する。

また、支出項目を除いた部分に記載された支出項目に相当する情報についても、同様に判断される。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当しない。

次に、支出項目及び支出項目に相当する情報を除いた前渡資金出納簿摘要欄に記載された情報について、3の(1)の①と同様に、「香典」「生花」等の支出項目毎に検討する。

ア 香典

不開示とされたものは、すべて相手方が識別されるものであり、当該情報を開示すれ

ば、個人のプライバシーを侵害すると認められる上、実施機関が既に支払年月日と支払金額を開示していることからすると、自他との比較による不快、不信の念を抱くことが予想され、交際事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当する。

イ 生花

アと同様の理由により、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当する。

ウ 見舞金

不開示とされたものは、相手方が団体であるが、その内容は、災害を受けた姉妹県州の関係にある公共団体への見舞金であり、自他との比較による不快、不信の念を抱くことが予想されず、知事の裁量を侵害するものでもないと認められるので、交際事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当しない。

エ 会費等

不開示とされたもののうち、会費制の懇談については、その事実が秘密にはなっていないとしても、参加するかどうかについて、個別に知事の裁量が働いているものであり、相手方が識別される情報を開示すれば、交際事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、祝意を表すためのものについては、相手方が個人と団体の場合があるが、一定の限られた場所に居合わせた人々にはその存在が明らかになっているとしても、その一事をもって慣行として公にされているとは認められず、実施機関が既に支払年月日と支払金額を開示していることからすると、相手方が識別される情報を開示すれば、交際の選から漏れた者はもとより、自他との比較による不快、不信の念を抱くことが予想され、交際事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当する。

オ 賛助金

不開示とされたものは、相手方がいずれも団体である。その内容を見ると、民間団体の公共的活動に賛同する趣旨で賛助しているものであり、相手方を開示した場合、交際の選から漏れた者はもとより、交際の対象となった者についても、自他との比較により、相手方が不快、不信の念を抱き、また、交際というものの性格上、知事の高度な裁量が侵害されるおそれがあり、交際事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当する。

カ その他

不開示とされたものは、相手方が団体である。その内容を見ると、全国的に知名度の高いイベントに出場する団体に対しての激励であり、相手方を開示しても、知事の高度な裁量が侵害されるおそれはなく、交際事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当しない。

② 前渡資金出納簿に添付される領収書及び支払証明書

当該情報は、①と同様の情報であるので、①の判断によることとする。

③ 交際の相手方以外の債権者が発行した領収書、請求書、振込票及び支出票番号54502の支出票に記載された債権者情報

実施機関は、債権者情報を開示すると、既に開示された新聞情報等と照合することによ

り、交際の相手方が識別される可能性を主張する。当該主張は、主として、債権者情報から支出項目が類推され、そのことによる相手方識別可能性を主張したものと考えられるが、①において、支出項目について、条例第6条第1項第6号該当性なしとしているところであり、当該情報についても、条例第6条第1項第6号に該当しない。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 その他審査会の意見

本答申中不開示が妥当との判断部分は、言うまでもなく、本件事案について個別、具体的に条文の文理及び趣旨にしたがって検討した結果であり、本答申以降支出される知事交際費に係る情報について、実施機関として不開示とすることを良しと判断したものではない。

特に、条例第6条第1項第6号該当性を理由に不開示と判断した交際の相手方が識別される情報の中で、同条同項第2号（個人情報）及び第3号（法人等情報）には該当しないと判断したものについては、現時点における行政（交際事務）の適正な運営の確保という観点から不開示と判断したものであり、本審査会としては、実施機関において、今後、他都道府県の取扱い等をも踏まえ、県民の県政に対する理解と信頼を深めるという条例の目的の観点から、交際事務に支障を及ぼすかどうかを個別、具体的に検討した上で、可能な限り開示するよう努めることを望むものである。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別紙2のとおりである。

別紙1

凡例：○は開示、×は不開示、－は該当なし。

前渡資金出納簿			領収書及び振込票			支払証明書		
番号	年月日	摘要		支払内容		債権者の 住所、名称等	支払先・支払内容	
		支出項目(相当分)	支出項目以外	支出項目相当分	支出項目相当分以外		支払項目相当分	支払項目相当分以外
No. 1	10.7.1	○	×	○	×	○	－	－
No. 2	10.7.3	○	×	－	×	－	－	－
No. 3	10.7.9	○	×	－	－	－	○	×
No. 4	10.7.15	○	×	○	×	－	－	－
No. 5	10.7.21	○	×	－	－	－	○	×
No. 6	10.7.22	○	×	○	×	○	－	－
No. 7	10.7.24	○	×	○	×	○	－	－
No. 8	10.7.24	○	×	－	－	－	○	×
No. 9	10.7.25	○	×	○	×	－	－	－
No. 10	10.7.27	○	○	－	－	○	－	－
No. 11	10.7.27	○	×	○	×	－	－	－
No. 12	10.7.31	○	×	○	×	－	－	－
No. 1	10.8.5	○	×	○	×	○	－	－
No. 2	10.8.7	○	×	○	－	○	－	－
No. 3	10.8.7	○	×	○	－	○	－	－
No. 4	10.8.13	○	×	－	－	－	○	×
No. 5	10.8.18	○	×	－	－	－	○	×
No. 6	10.8.19	○	×	○	×	－	－	－
No. 7	10.8.20	○	×	－	－	－	○	×
No. 8	10.8.20	○	○	－	－	－	○	○
No. 9	10.8.24	○	×	○	×	－	－	－
No. 10	10.8.24	○	×	○	×	－	－	－
No. 11	10.8.27	○	×	－	－	○	－	－

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成11年1月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成11年2月10日	実施機関から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成11年2月24日	異議申立人から意見書を受理した。
平成11年3月4日 (第2回審査会)	事案の審議を行った。
平成11年4月22日 (第3回審査会)	異議申立人側から意見を聴取した。 実施機関側から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成11年5月19日 (第4回審査会)	事案の審議を行った。
平成11年6月10日 (第5回審査会)	事案の審議を行った。
平成11年6月30日 (第6回審査会)	答申案について審議を行い、決定した。
平成11年7月1日	実施機関に対して、答申を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
水上 進	弁護士	会長
小泉 良幸	山形大学人文学部助教授	会長職務代理者
伊藤 卜キ工	社会福祉法人中山福祉会理事長	
小嶋 喜市郎	株式会社小嶋総本店代表取締役社長	
佐山 雅映	山形市医師会会长	

(平成11年7月1日現在)